

通常清算手続をご存知ですか ～会社清算の原則形態のご紹介～

土井 一磨
Kazuma Doi

PROFILEはこちら



1 はじめに

読者の皆様におかれましては、「会社の清算」と聞いてと破産手続や特別清算手続を思い浮かべる方もいらっしゃるかと存じます。しかしながら、会社法が想定している会社の清算の原則形態は、通常清算手続(会社法475条)であり、破産手続や特別清算手続は債務超過等により通常清算手続を行うことができない際の特別規定となります。したがって、原則形態である通常清算手続の概要について理解しておくことは、破産手続、特別清算手続、その他の法的・私的再生手続の理解にも資するものであります。そこで、本書では通常清算手続の概要についてご紹介いたします。

2 通常清算手続の概要

(1) 通常清算手続の開始

通常清算手続は、清算手続の開始原因(会社法475条各号)¹の発生により開始します。代表的な開始事由としては定款で定めた解散事由の発生(会社法471条2号)、株主総会の決議(会社法471条3号)などが挙げられます。

(2) 通常清算手続の対象

清算手続の開始原因が存在する場合でも、清算の遂行に著しい支障をきたすべき事情があるとき又は債務超過の疑いがあるときには特別清算手続²に、破産手続の開始原因(債務超過、支払不能)が認められる場合には破産手続に、それぞれ移行される可能性があります。

したがって、通常清算手続の対象となるのは、原則として、清算手続開始原因が発生した法人であって、債務超過及び支払不能の状態にない法人となります。

(3) 清算業務

清算手続が始まると当該法人は清算法人として清算目的の範囲内で存続することとなり、清算人によって、①現務の終了、②債権の取立、③債務の弁済、④残余財産の分配がなされます。これらの全てが終了することにより清算手続の目的は達せられ、清算終了となります。

3 通常清算手続のスケジュール

以下のような株式会社を例にとり、通常清算手続の流れを紹介いたします³。

【株式会社A製菓】

- ・和菓子の製造販売を営む創業60年の株式会社(非公開会社)
- ・三代目である現代表取締役B氏とその親族が役員を務める親族経営
- ・創業以来黒字経営を続けてきたが、近年は売上減少が著しくここ数年は赤字経営
- ・現代表取締役であるB氏は既に高齢であり、第三者への事業承継も検討したものの、事業としての採算が見込めないこともあって後継者が見つからず、廃業を決議
- ・従業員20名

1: 会社法所定の法人については、会社法475条以下に規定がありますが、その他の法人については、特別法(一般社団法人法206条、医療法55条、社会福祉法46条、宗教法人法44条、私立学校法50条など)に個別の定めがあります。

2: 特別清算手続の対象となるのは株式会社のみです。

3: 本書で紹介するのは一例であり、清算スケジュールについては個別事情に応じて検討する必要があることにご留意ください。

- ・事業所は、事務所兼工場(所有不動産)のほか、直営店舗が3軒(賃貸不動産)
- ・直営店舗での小売りの他に、インターネット通販での販売や百貨店への納品もあり
- ・資産超過

(1) 解散決議の前に

廃業を決意したB氏は、取引先に対してA製菓を廃業する旨を通知し新規の受注を停止した。また、従業員に対しても廃業する旨を説明し、解雇予告を行った。加えて直営店舗の賃貸人に対して賃貸借契約の解除通知を発送した。

〈解説〉

解散決議がなされると当該会社は清算目的の範囲内で存続することになります。また、後述するように清算会社は清算の開始後、遅滞なく2か月以上の期間を定めて債権申述の公告を行わねばならず、当該期間内には原則として債務の弁済(買掛金、解雇予告手当、退職金、明渡費用等の支払い)をすることができません。また、受注済みの商品の製造出荷や賃貸不動産の明渡しのために清算期間が長引けば長引くほど、清算手続に費用を要することとなり最終的な残余財産が減少してしまいます。

したがって、解散決議を行う前の段階で、出来る限り契約関係の清算を行うことが望ましいと言えます。もちろん、何らかの事情により解散決議を急ぐ場合もあるため、これらの事前準備については必ずしも行わなければならないものではありません。

(2) 株主総会における解散決議、清算人の専任等

B氏は、取締役会決議を経て、株主総会を開催し、①A製菓を解散すること、②B氏を清算人に選任することを決議した。

〈解説〉

解散決議には、株主総会における特別決議が必要になりま

す(会社法471条3号、309条11号)。清算人には取締役、定款で定める者又は株主総会決議によって選任された1名又は2名以上の者が選任されます。定款に定めがある場合には、清算人会が設置されることになります。

(3) 解散及び清算人就任の登記、廃業届、確定申告

清算人に就任したB氏は、司法書士に依頼してA製菓の解散及び自身の清算人就任についての登記申請を行った。A製菓は食品衛生法に基づく各種営業許可を受けていたことから、同登記が完了したのちにB氏は、所轄保健所に対して廃業届を提出したほか、所轄税務署、都道府県税事務所及び市町村に対しても廃業届を提出した。更に顧問税理士に、解散日時点の財産目録及び貸借対照表の作成、解散事業年度の確定申告の準備を依頼した。

〈解説〉

株主総会において解散及び清算人の選任に決議がなされた場合、2週間以内に、その旨の登記を行う必要があります(会社法926条)。また、同登記の完了後、税務署等に対して廃業届を提出しなければなりません。

清算人は、就任後、遅滞なく、清算会社の財産目録及び貸借対照表を作成し、株主総会の承認を受ける必要がある(会社法492条1号、3号)ほか、株主総会の承認を受けた後2か月以内に、解散事業年度の確定申告及び納税を行う必要があります(法人税法74条)。そのため、事業年度末が迫っている場合には、事業年度末日に解散決議を行うことも考えられます。

(4) 債権申述の公告及び知れている債権者に対する個別催告

B氏は、A製菓が解散した旨及び債権者に対して2か月以内にA製菓に対する債権を申し出ること、当該期間内に申出がなかった場合には清算から除斥される旨の官報公告を行った。また、A製菓の仕入れ先等、債権者として認識してい

る者に対して債権を申出するよう通知書を送付した。

<解説>

清算会社は、清算の開始後遅滞なく、債権者に対して2か月以上の期間を定めて債権の申述をするよう官報公告をしなければなりません。また、知っている債権者に対しては個別に催告を行わなければなりません(会社法499条)。

上記期間中清算会社は、原則として債務の弁済をすることができず、かつ、この期間内に履行期が到来した債務について債務不履行責任を免れません(会社法500条1項)⁴。したがって、未払い債務の弁済や上記(3)の解散事業年度の確定申告及び納税に際しては、上記弁済禁止期間に留意する必要があります。

(5) 財産の換価、債務の弁済、残余財産の分配

B氏は、売掛先に連絡して未収となっていた売掛金を回収した。また、A製菓が事務所兼工場として使用していた所有不動産及び工場設備一式を知り合いの同業者に売却し、代金を受領した。加えて、直売店舗として賃借していた不動産の明渡しを行い、敷金の返還を受けた。そのほか、B氏はA製菓の資産を全て現預金に換価した。

B氏は2か月の債権申述期間が終了したのち、申述のあった債権の総額が清算法人の保有する現預金の額を下回っていたことを確認したのち、債権者に対して債務を全額弁済した。

B氏は、債務の弁済後、残余財産(現預金)を保有株式数に応じて、株主に分配した。

<解説>

清算人は清算の開始後、財産の換価、債務の弁済、残余財産の分配を順次行います。これらの清算事務が1年以上に亘る場合には、清算人は1年ごとに清算事務年度ごとの貸借対照表の作成及び事務報告を作成し、株主総会において承

認を受け、報告しなければなりません(会社法497条)。また、清算事務年度ごとに確定申告及び納税も行う必要があります(法人税法74条)。

清算手続の中で、債務超過の疑いが生じた場合、清算人には特別清算の申立義務があるため(会社法511条2項)、資産超過であることを確認したうえで債務の弁済を行う必要があります。

(6) 清算事務の結了、登記

残余財産の分配を終え清算事務が結了したため、B氏は顧問税理士に依頼して決算報告を作成し、株主総会の承認を受けた。その後、司法書士に依頼して清算結了の登記を行い、登記完了後、所轄税務署、都道府県税事務所及び市町村に対して清算結了の届出を行った。

<解説>

清算事務の完了後、清算人は決算報告を作成し株主総会の承認を受けたのち、2週間以内に清算結了の登記を行わねばなりません(会社法507条、929条)。

4 結語

通常清算手続の概要は以上のとおりとなります。通常清算手続の場合、破産手続や特別清算手続と異なり裁判所の監督下で手続が進行しないことから、思わぬところで法令違反となる危険性があり、その場合清算人は任務懈怠に基づく損害賠償責任(会社法486条1項)を負う可能性があります。また、残余財産を最大化するためには迅速かつ円滑な清算手続の進行が必要になります。そのため、事業の廃止を検討する場合や、取引先等が廃業するとの情報に接した場合には、本書を参照していただくとともにご不明点がございましたら、いつでもお気軽にお問い合わせいただけますと幸いです。

4: 例外的に裁判所の許可を得て弁済を行うことができる場合については会社法500条2項に規定されています。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】